

第3章 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

第1節 目標

成年後見制度を必要な人が適切に制度を利用し、メリットを実感できるよう、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、西条市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行う。

第2節 基本的な考え方

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関について

(1) 地域連携ネットワークの3つの役割

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見制度の利用や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

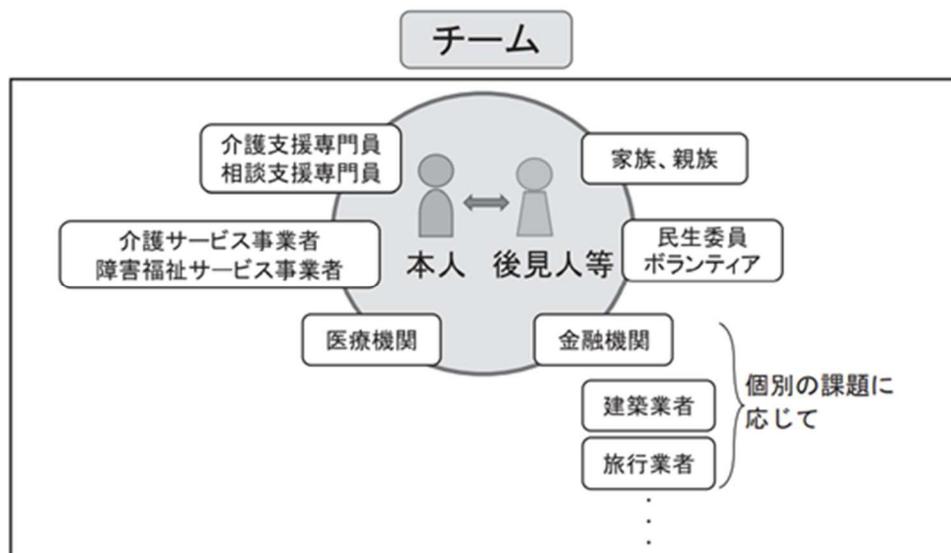
(2) 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

ア 本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。権利擁護支援が必要な人につい

て、本人の状況に応じ、成年後見制度の利用開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、成年後見制度の利用開始後はこれに成年後見人等が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ成年後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。



メンバー例：家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、ボランティア、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成される。

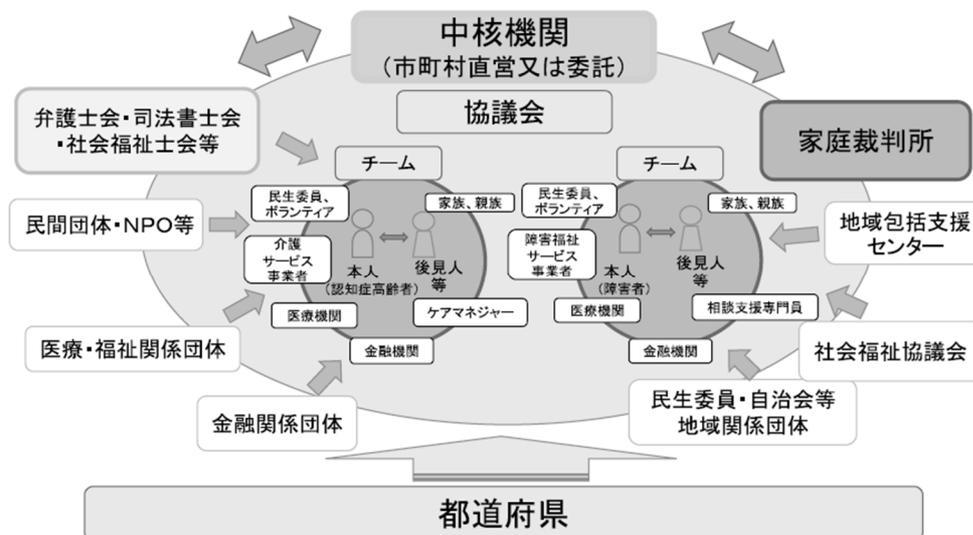
イ 地域における「協議会」等の体制づくり

成年後見制度の利用開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、成年後見制度等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

(3) 地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられます。中核機関には、さまざまなケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されます。

【地域連携ネットワークと中核機関、協議会、チームによる支援のイメージ図】



(4) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げる（ア）広報機能、（イ）相談機能、（ウ）成年後見制度利用促進機能、（エ）後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、（オ）不正防止効果にも配慮します。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整します。既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成等をすすめる等、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

（ア）広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げる事ができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケース等を具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

その際には、任意後見制度の利用、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の

早期利用も念頭においた活動となるよう留意します。

(イ) 相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、必要な権利擁護に関する支援が図られる体制づくりに係る調整を行います。その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮します。

(ウ) 成年後見制度利用促進機能

a 受任者調整（マッチング）等の支援

(a) 申立て手続き予定者、親族後見人候補者の支援

後見開始等の申立てを予定、検討している本人や親族からの相談に応じ、本人や親族の状況に応じ、申立てに向けたアドバイス、専門職へのつなぎを行います。成年後見人等になるにふさわしい親族がいる場合、当該親族が成年後見人等になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

(b) 受任者調整（マッチング）等

中核機関は、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）及び法人後見を行える法人と連携します。また、中核機関が成年後見人等候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

(c) 家庭裁判所との連携

中核機関は、成年後見人等候補者の的確な推薦や成年後見人等への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所と連携します。

b 担い手の育成・活動の促進

今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくためにも、支援の担い手としての市民後見人の育成や法人後見を検討する社会福祉法人等への相談支援について、西条市内において法人後見業務を行っている西条市社会福祉協議会等の関係機関とも連携しながら検討していきます。

○ 福祉サービス利用援助事業等関連制度からのスムーズな移行

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）は、判断能力に不安がある方が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であること等の特徴を有しています。

今後、地域連携ネットワークが構築される中で、福祉サービス利用援助事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に福祉サービス利用援助事業の対象者のうち、成年後見制度利用への移行が望ましいケースについては、関係機関と連携し成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

(工) 後見人支援機能

中核機関は、親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ成年後見人等と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者（ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、西条市担当課等）がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、成年後見人等による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、成年後見人等を支援します。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と成年後見人等との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、家庭裁判所との連絡調整を行います。

(オ) 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところがあり、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防ぐ効果が

期待されます。このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることにもつながります。

また、これまでは、成年後見人等において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなる等、より適切・柔軟な運用が広がるものと期待されます。

(5) 中核機関の設置・運営形態

(ア) 設置の区域

中核機関の設置にあたっては、西条市全域を中核機関の設置区域とします。

(イ) 設置の主体

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の有する個人情報に基づいて行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性等から、西条市が設置します。

(ウ) 運営の主体

中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、西条市による直営又は西条市からの委託により行います。西条市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO 法人、公益法人等）を適切に選定します。また、西条市の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも検討します。

(6) 成年後見制度市長申立てと利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申立てることが困難であったり、身近に申立てる親族がいなかったり、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

また、成年後見人等の報酬を負担することが困難である方への助成について、利用者がメリットを実感できる制度の運用ができるよう助成対象の見直し等を検討します。